

優秀選手・優秀チーム報奨金交付細則

(目的)

第1条 この細則は、権威ある国際大会に出場した選手及び全国大会において優秀な成績を収めたチームに報奨金を交付することにより、その功績を称え三重県のサッカーの競技力向上に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 国際大会に出場した優秀選手とは、下記を対象とする。

- (1) F I F Aワールドカップ（各年代含むU 2 0等）、F I F Aコンフェデレーションズカップ、オリンピックに日本代表として出場または登録された選手。
- (2) 一般社団法人三重県サッカー協会(以下「協会」)に 3 年以上選手登録した選手。但し、登録期間が、進路先の事情等により 3 年に満たない場合は、考慮する。
- (3) 前号に掲げるもののほか、本協会会長が特に必要と認めたもの

2 全国大会において優秀な成績を収めたチームは、下記を対象とする。

- (1) 日本サッカー協会、日本体育協会が主催又は共催する全国大会においてベスト 4 以上の戦績をおさめたチーム。
- (2) 一般社団法人三重県サッカー協会に登録しているチーム又は、県選抜チーム。
- (3) 国民体育大会、交流大会は除く。
- (4) 前号に掲げるもののほか、本協会会長が特に必要と認めたもの

3 前項の規定にかかわらず 年度内に一度交付を受けている場合は、対象としない。

(報奨金額)

第3条 報奨金の額は、次のとおりとする。

- (1) 第2条1号の国際大会出場 of 優秀選手は、30,000 円。
- (2) 第2条2号の全国ベスト 4 以上の優秀チームは、50,000 円とする。

(報奨金の交付)

第4条 報奨金の交付については、年度の予算の範囲内において本協会会長が決定する。

附 則

この細則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。